

議案第 1 1 2 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

路 線 名	延 長 m	幅 員 m	起 点	終 点	重要な経過地
A 第 8 4 0 号 線	64 27	4 00	さいたま市桜区大字 白楯字木畔 5 5 1 番 2 1 地先	さいたま市桜区大字 白楯字木畔 5 5 1 番 3 4 地先	
I 第 4 2 4 号 線	680 87	13 65 ～ 15 66	さいたま市緑区太田 窪一丁目 3 8 4 番 1 地先	さいたま市緑区太田 窪一丁目 5 0 2 番 3 地先	
I 第 4 2 5 号 線	282 94	13 92 ～ 14 05	さいたま市南区太田 窪二丁目 5 0 1 番 4 地先	さいたま市南区太田 窪二丁目 4 7 0 番 9 地先	
I 第 4 2 6 号 線	555 46	4 39 ～ 6 65	さいたま市緑区太田 窪一丁目 5 番 1 地先	さいたま市緑区太田 窪一丁目 9 1 0 番 4 地先	
I 第 4 2 7 号 線	376 68	4 53 ～ 4 57	さいたま市南区太田 窪二丁目 9 0 7 番 1 6 地先	さいたま市南区太田 窪四丁目 8 6 5 番 5 地先	
I 第 4 2 8 号 線	105 50	5 00	さいたま市南区大字 太田窪字不動入 2 2 7 2 番 2 5 地先	さいたま市南区大字 太田窪字不動入 2 2 7 2 番 1 6 地先	
J 第 5 0 2 号 線	79 03	4 20	さいたま市緑区道祖 土四丁目 4 7 9 番 5 地先	さいたま市緑区道祖 土四丁目 4 7 9 番 1 5 地先	
第 8 0 2 号 線	53 71	4 00	さいたま市中央区八 王子三丁目 1 7 6 3 番 1 3 地先	さいたま市中央区八 王子三丁目 1 7 6 3 番 9 地先	
1 2 9 6 3 号 線	119 96	4 00	さいたま市北区今羽 町 2 4 7 番 2 3 地先	さいたま市北区今羽 町 2 4 7 番 1 6 地先	
1 2 9 6 4 号 線	90 49	4 80	さいたま市見沼区大 和田町一丁目 9 8 1 番 1 2 地先	さいたま市見沼区大 和田町一丁目 9 8 1 番 1 9 地先	
1 2 9 6 5 号 線	43 53	4 00	さいたま市北区吉野 町一丁目 3 7 3 番 2 地先	さいたま市北区吉野 町一丁目 3 7 3 番 4 1 地先	
2 2 6 1 8 号 線	110 10	4 20	さいたま市見沼区大 字大谷字後 1 8 5 9 番 3 8 地先	さいたま市見沼区大 字大谷字後 1 8 5 9 番 3 5 地先	